

八尾市告示第199号

令和7年度八尾市住宅マスタープラン（住生活基本計画）中間見直し支援業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月18日

八尾市長 山本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 業務名 令和7年度八尾市住宅マスタープラン（住生活基本計画）中間見直し支援業務
- (2) 業務場所 仕様書に定めるとおり。
- (3) 業務期間 仕様書に定めるとおり。
- (4) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (5) 予定価格 7,330,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 4,398,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度建設工事等競争入札参加資格者名簿【業務】において、取扱業種が「建築関係建設コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」で登録されていること。
- (2) 配置従事者（管理技術者、照査技術者）は、2(3)の実績を有する技術者で、次に定める要件のいずれかを満たすものであること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務することができない。

ア 管理技術者

- (ア) 技術士（建設部門（選択科目：都市及び地方計画））で一級建築士の資格を有する者
- (イ) 総合技術監理部門技術士（選択科目：建設－都市及び地方計画）で

一級建築士の資格を有する者

イ 照査技術者

(ア) 技術士（建設部門（選択科目：都市及び地方計画））で認定都市プランナーの資格を有する者

(イ) 総合技術監理部門技術士（選択科目：建設一都市及び地方計画）で認定都市プランナーの資格を有する者

(3) 令和元年度から令和6年度までにおいて、地方公共団体（町村を除く。）が発注した住宅マスタープラン（住生活基本計画）の策定又は改定に係る業務を締結し、かつ、これを履行した実績を有していること。

(4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する登録停止処分（以下「登録停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認は、開札後、落札候補者が提出する次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）による事後審査で行うものとする。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務実績調書及び契約書又はTECRISの完了業務カルテ受領書の写し

ウ 管理技術者通知書

エ 照査技術者通知書

オ 配置従事者の雇用が確認できる書類（第三者の機関が発行したもので、当該事業所名記載の健康保険資格確認書等）

カ 建設コンサルタント登録通知書の写し

キ 八尾市暴力団排除条例に基づく誓約書

(2) 入札に参加を希望する者は、本市のホームページに申請書類の様式を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

- (3) 申請書類の提出日等については、令和7年度八尾市住宅マスタープラン（住生活基本計画）中間見直し支援業務の条件付一般競争入札参加資格審査申請要領のとおり。

4 入札書等

公告の日から令和7年5月8日の入札までの間に、入札書その他の入札の参加に際し必要な書類の様式を本市のホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

5 仕様書

公告の日から令和7年4月28日までの間に本市のホームページに仕様書を掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

6 仕様書に対する質問及び回答

- (1) 仕様書に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和7年4月28日午後5時まで

イ 問合せ先 八尾市建築部住宅政策課住宅政策係

電子メールアドレス jyutakuseisaku@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3783（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、令和7年5月2日までに本市のホームページに掲載する。なお、受け付けた質問が無かった場合にはその旨を同日までに掲載する。

7 入札に参加することができない者

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

8 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館1階

9 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月8日（木）午後3時10分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

11 入札の中止等

入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。

12 落札候補者の決定

(1) 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札したものを落札候補者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると本市が判断した場合は、落札候補者とならないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者が申請書類を提出しない場合は、当該落札候補者は落札候補者の資格を失うものとする。

(4) 同日開札予定の競争入札による工事及び業務（建築部発注案件に限る。）については、重複して同一の者が落札候補者及び落札者となることはできないものとする。

13 落札者の決定

落札候補者について、3(1)による事後審査を行い、入札参加資格があると認めるときは落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者として順次事後審査を行い、落札者を決定していくものとする。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、登録停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

16 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館1階

八尾市建築部住宅政策課住宅政策係

電話 072-924-3783（直通） F A X 072-924-2301